

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所 〒

(◎アパート等は建物名・部屋番号まで記入して下さい)

ふりがな
申込者 氏 名

(印)

電話番号

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎日中に連絡が取れる電話番号を記入して下さい)

希 望 事 項		一 般 県 営 住 宅		※ 受 付			
住宅区分					※ 申 込 区 分	特 目 B	一 般
地区別	裏面のとおり ※裏面の団地一覧の中からご希望の団地に○印を付けて下さい。(複数希望も可能です)			老人			
団地名				心身障がい者			
構造				母子又は父子			
間取り				多子			
階数	1階希望	有 ・ 無		DV被害者			
		※高齢者世帯・心身障がい者世帯(1階の住宅以外での生活が困難と認められる者に限る)・ハンセン病療養所入所者等世帯のみ記入		災害被害者			
				犯罪被害者			
				ハンセン病			
				単 身			
入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日及び年齢	職業及び勤務事業所名	備考		
	本人		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)				
	合計	人	入居する親族以外の扶養親族名		(歳)		
				(歳)			
住宅を必要とする理由			※ 審 査				
			実 態 調 査				
				判 定			

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 申込者の電話番号区分・階数の欄は、該当するものを○で囲むこと。

4 入居資格自己チェック1(入居資格)を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目住宅Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も提出してください。

【裏面】



<入居希望団地>

※入居を希望する団地に○印を付けて下さい。

地区	団地名	所在地	棟番号	戸数	一戸当り専用面積(㎡)	間取り	単身世帯の入居	入居希望(複数可)	備考
新居浜市	新居浜南	庄内町4丁目4番	1・2号棟	30	60.9	3DK	可		
			3号棟	20	62	3DK			
	新居浜東	庄内町1丁目4番	1・2号棟	36	60.9	3DK	可		
			3号棟	12	65.8	3DK			
	多喜浜	阿島1丁目8番	1号棟	18	66.6	3DK	1階のみ可		
			2号棟	18	73.5	3DK	1階のみ可		
	多喜浜第2	阿島1丁目7番	1・2号棟	21	70.5	3LDK			
			1・2号棟	9	56.3	2DK	可		
	磯浦	磯浦町13番	1号棟(EV付)	10	71.7	3LDK			
				15	56.1	2DK	可		
5				43.4	1LDK	可			
西条市	西条東	新田258番地	1・2号棟	36	66	3DK	可		
			3号棟	18	71.5	3DK			
	東予	国安158番地10	1号棟(EV付)	40	53.8	3DK	可		※1階階段有、2～5階EV降りた後階段有
			2号棟(EV付)	24	58.8～63.8	3DK			
			3号棟(EV付)	16	60.8	3DK			
御陣家南	丹原町池田1224番地20	1号棟	4	79.8	3DK				
四国中央市	川之江	四国中央市川之江町981番地1	1号棟(EV付)	10	71.7	3LDK			
				15	56.1	2DK	可		
				5	43.4	1LDK	可		

<以下、受付者記入欄>

※入居を希望する方の記入は不要です。

令和6年度 県営住宅入居申込書受付票

令和 年 月 日

入居申込者 様

東予地方局建設部建築指導課
(担当者印)

県営住宅入居申込書を受付しました。
抽選については、入居申込案内書をご確認下さい。

(受付印)

受付番号

--

■入居資格自己チェックリスト1（入居資格）

該当する項目に☑をして下さい

- ※1 の全ての要件を満たす必要があります。
- ※2 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

い
ず
れ
か

同居親族がいる。（内縁関係に有る方および婚約者を含みます。）

同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。
（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 60歳以上
- ・ 身体障がい者の方（1級～4級）
- ・ 精神障がい者の方（1級～3級）
- ・ 知的障がい者の方（療育手帳の交付を受けうる程度）
- ・ 生活保護法に規定する被保護者
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方
- ・ 海外引揚者 ・ DV被害者等

入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）

現に住宅に困窮している。
（該当する要件を○で囲んでください。）

- ・ 民間賃貸住宅居住
- ・ 親族の家に居住
- ・ その他（詳しく記入して下さい。）

※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格がありません。

入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000円／月以下
高齢者・子育て・障がい者等（裁量世帯）	214,000円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計）÷12

控除の種類と控除額		
控除の種類	控除額	備考
同居・扶養親族控除	1人につき38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25万円	〃 16歳～22歳の方
寡婦控除	〃 27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35万円※	所得税法上のひとり親の方
障がい者（一般）	〃 27万円	障がい者（特別）以外の身体、精神、知的障がい
障がい者（特別）	〃 40万円	障がい者手帳1, 2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	〃 10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が27万円以下、ひとり親控除は所得が35万円以下及び振替基礎控除は所得が10万円以下の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入して下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目に☑を記入して下さい。

※1 申込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、**60歳以上の年齢要件は抽選日現在**、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行います。
ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

（特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

- 60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者（下肢障がい者）
- 身体障がい者福祉法に基づく1級から4級の身体障がい者（下肢以外の障がい者）
- 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく精神障がい者（1,2級）
- 知的障がい者福祉法に基づく知的障がい者（重度、中度）
- ハンセン病療養所入所者等世帯
- 母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）
- 18歳未満の子供がいる世帯（子育て世帯）
- 18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）
- 入居者が5人以上の世帯（大家族世帯）
- 夫婦のみであり、いずれかが39歳以下の世帯（若者夫婦世帯）
- DV被害者世帯
- 災害被災者世帯
災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）
- 次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）
 - ・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった
 - ・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
 - ・ 現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた
 - ・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅等、特定の世帯しか入居出来ない特別な設備等を有する住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【東予地方局建設部には特定目的住宅Aはありません。】